



ナナイロぐらし マイホーム補助金



- 七戸町において住宅を取得する方へ取得費の一部を補助します -

●補助対象経費

◎新築住宅の建築・購入費用の10% 上限 **100** 万円

◎中古住宅の購入費用の10% 上限 **50** 万円

《加算額》転入者で年齢が39歳以下: **20** 万円/18歳以下の子ども:1人につき **5** 万円

※付帯工事(浄化槽設置工事等で町の補助を受けるもの、駐車スペースや庭の門の工事など外構、造成工事)、
土地購入費等の諸経費は対象外です。

※店舗や事務所などの業務用部分が居住用部分と結合している場合、居住部分の取得費のみが補助対象となります。

※中古住宅の場合は、個人間の売買及び2親等以内の親族が所有する物件は対象外となります。

●交付要件

以下のすべてに該当する方が対象となります。

(1) **転入者**または**45歳**以下の町民

(2) 交付対象の住宅に住民登録すること

(3) 七戸町に5年以上継続して定住する意図があること

(4) 申請者及び世帯員全員に市町村税の滞納がないこと

(5) これまでに同様の趣旨による補助金の交付を受けていないこと

※配偶者が(1)及び(2)の要件を満たす場合も対象となります。

※転入者は令和4年4月1日以降に転入した方または転入予定の方のことをいいます。

なお、再転入者は再転入日から起算して1年以上町外に居住している必要があります。

※転入予定者は補助金の実績報告までに補助対象住宅へ住民登録する必要があります。

※年齢の基準となる日は住宅の建築(売買)契約の締結日または令和7年4月1日時点とします。

※申請者は登記名義人と同一の方とします。(共有財産とする場合は持ち分の1/2以上を保有すること)

※未登記物件の場合、実績報告までに登記していただく必要があります。

手続きに必要な書類及び手続きの流れは裏面をご確認ください。

◎様式等はQRコードから七戸町ウェブサイトをご確認ください。

お問合せ

企画調整課 ☎0176-68-2940



補助金交付までの流れ

●申請者が行う手続き ●七戸町が行う手続き

申請

Step1 : 交付申請書の提出 (住宅建築(売買)契約締結後)

≪提出書類≫

- ①申請書(様式第1号)
- ②住宅の建築または売買に係る契約書の写し
※対象外経費が含まれる場合は、対象外経費一覧表及び内訳書
- ③世帯全員分の住民票(本籍、続柄、前住所が記載されたもの)※転入予定者のみ
- ④市町村税の滞納がないことを証明する書類
(世帯全員分の令和6年度分の納税証明書の写しまたは滞納なし証明書など)
※R7.1.1以降の転入者または転入予定者のみ

審査

Step2 : 交付申請書の受付

通知

Step3 : 交付決定通知書の送付

取得

Step4 : 住宅の建築・取得

報告

Step5 : 実績報告書の提出 (住宅の不動産登記、新居への住所変更後)

≪提出書類≫

- ①実績報告書(様式第5号)
- ②住宅の登記事項証明書(登記完了証不可)→法務局(十和田市)で取得
- ③自治会加入証明書(様式第6号)
→各地区の自治会長に署名いただいでください。

審査

Step6 : 実績報告書の受付・現地確認

※書類提出後に役場職員が住宅を現地確認します。立ち合いは不要ですが敷地内に立ち入る場合がありますのでご了承ください。

通知

Step7 : 確定通知書の送付

※補助金は確定申告する必要があります。確定申告の際に「確定通知書」が必要になりますので保管くださるようお願いいたします。

提出

Step8 : 請求書の提出

≪提出書類≫

- ①請求書(様式第8号)
- ②振込先通帳の写し

通知

Step9 : 振込通知書の送付

完了